

A7

4

被保険者期間が9か月で、出産手当金の申請可能期間中に休職したまま退職し、退職日の翌日以降の期間を申請した場合

出産手当金とは・・・?

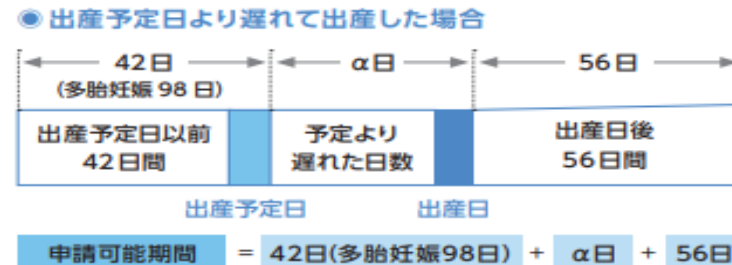
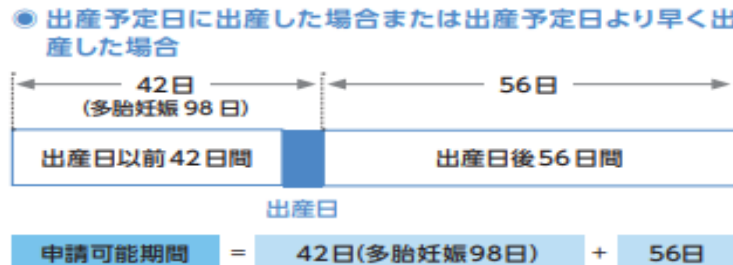
被保険者が出産のために仕事を休み、その間の給与を受けられないときに支給されます。

給付の条件

- ①妊娠4か月(85日)以降の生産(早産)、死産(流産)、人工妊娠中絶
- ②仕事を休んでいる
- ③一部または全部の報酬(給与、手当等)が支払われない
- ④退職日以降の申請の場合は被保険者期間が1年以上(退職後の申請については次のページをご確認ください)

請求可能期間

請求可能期間は、「出産日(出産が予定日後のときは出産予定日)以前42日(多胎妊娠の場合98日)」から「出産日後56日目」までの範囲内です。出産日は出産日以前の期間に含まれます。また、出産が予定日より遅れた場合、その遅れた期間についても出産手当金が支給されます。



支給金額

被保険者期間が1年に満たない場合は、資格取得後の平均額か、協会けんぽ全被保険者の平均額のいずれか低い額が基礎となります。

支給
総額

=

直近1年間の標準報酬月額
の平均額の30分の1

×

3分の2

×

支給日数

※10円未満四捨五入

※1円未満四捨五入

支給金額の調整は、以下の場合に行われます。

- ①一部でも報酬(給与、手当等)が支払われた
- ②傷病手当金が支給された

退職した後も出産手当金は受け取れる

以下の①～③の要件を満たす場合のみ、退職後（資格喪失後）も引き続き出産手当金の支給を受けることができます。

- ①退職日までに被保険者資格が継続して1年以上あること。（任意継続加入期間は除く）
- ②退職日が出産手当金の申請可能期間中であること。
- ③退職日に出勤していないこと。

退職以外の理由（雇用形態が変わった、など）で、被保険者資格がなくなった（資格喪失した）場合も、資格喪失日の前日が上記①～③の要件を満たす必要があります。

また、任意継続被保険者に対しては、資格喪失後の給付として在職時から継続して支給される場合を除き出産手当金は支給されません。

★選択肢の解説

選択肢	
1	被保険者期間が1年以上あり、出産手当金の申請可能期間中に休職したまま退職し、退職日の翌日以降の期間を申請した場合 →退職後の支給要件を満たすため支給可能
2	出産手当金の申請可能期間に傷病手当金がすでに支給されている期間がある場合（ただし、出産手当金の支給日額が傷病手当金の支給日額より高い） →傷病手当金より出産手当金が高ければその差額が支給可能
3	妊娠5か月で早産した場合 →妊娠4カ月（85日）以降のため支給可能
4	被保険者期間が9か月、出産手当金の申請可能期間中に休職したまま退職し、退職日の翌日以降の期間を申請した場合 →退職日までの在籍期間が1年未満のため、退職日の翌日以降は不支給